

東大阪市立市民広場条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市立市民広場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市立市民広場条例の一部を改正する条例

東大阪市立市民広場条例（昭和42年東大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 使用者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外の者である場合（使用者が団体である場合にあつては、規則で定める場合）は、この表に掲げる額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 営利を目的とする場合は、この表に掲げる額の10割に相当する額を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表備考1及び備考2の規定は、この条例の施行の日以後の市民広場の使用に係る使用料について適用し、同日前の市民広場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東大阪市立市民広場条例新旧対照表

新	旧
<p>別表（第6条関係）</p> <div data-bbox="217 339 1066 424" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 <u>使用者が市内在住者、市内在学者又は市内在勤者以外 の者である場合（使用者が団体である場合にあつては、 規則で定める場合）は、この表に掲げる額の5割に相当 する額を加算した額とする。</u></p> <p>2 <u>営利を目的とする場合は、この表に掲げる額の10割 に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p>別表（第6条関係）</p> <div data-bbox="1171 339 2020 424" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div>